

平成 31 年三重県議会定例会
総務地域連携常任委員会 提出資料

◎議案事項

議案第 29 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 ···· 1

◎所管事項

- 1 平成 30 年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況について
事務事業、県有施設の見直し関係分含む ···· 3、別表
- 2 コンプライアンスの取組について ···· 7、別添
- 3 審議会等の審議状況について ···· 9

(別表) 平成 30 年度「第二次三重県行財政改革取組」具体的取組 年度実績

(別添) 不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けて (素案)

平成 31 年 3 月 8 日
総務部

議案第 29 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法の一部改正のほか国家公務員の人事院規則の改正に鑑み、規定を整備します。

2 改正内容

時間外勤務命令の上限及びその特例等を人事委員会規則において定めます。

3 人事委員会規則において定める予定の事項

- (1) 通常の職員の上限時間。
- (2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら管理することが困難な業務）の比重が高い部署に勤務する職員の上限時間。
- (3) 特例業務（大規模災害への対処など重要な業務）であって特に緊急に処理することを要する場合の上限時間を超えて時間外勤務を命じることができること。
- (4) 特例業務により上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うこと。

4 施行日（予定）

平成 31 年 4 月 1 日

(参考) 人事院規則 15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) の一部改正の概要
(平成 31 年 2 月 1 日公布、平成 31 年 4 月 1 日施行)

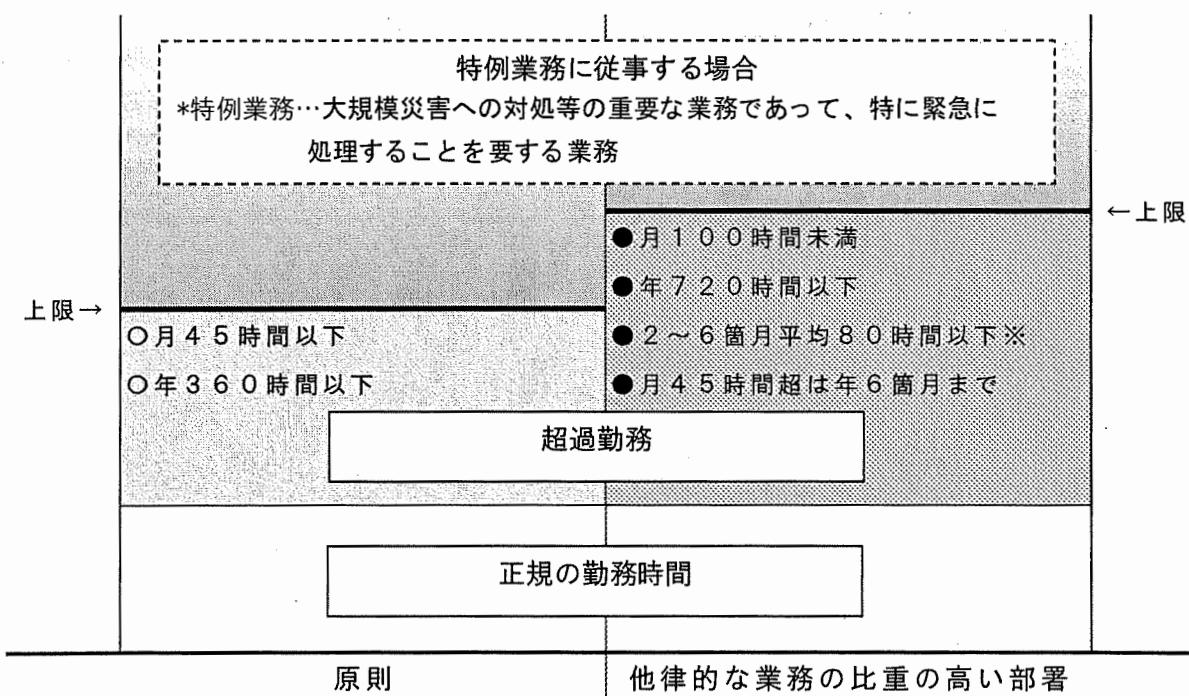
1 超過勤務命令の上限

- 各省各庁の長は、原則として 1 箇月について 45 時間かつ 1 年について 360 時間の範囲内（他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては、1 箇月について 100 時間未満、1 年について 720 時間かつ 2 ~ 6 箇月平均 80 時間等の範囲内）で、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

2 上限時間の特例・要因の整理分析等

- 大規模災害への対処等の重要な業務であって、特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員又は従事していた職員に対しては、上限時間を超えて超過勤務を命じることができる。
- 上限時間を超えて超過勤務を命じた場合には、その要因の整理、分析及び検証を行うものとする。

(イメージ図)



※2箇月、3箇月、4箇月、5箇月、6箇月のいずれの期間においても平均が80時間以下であることをいう。

1 平成 30 年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況について

「第二次三重県行財政改革取組」は、「協創・現場重視の推進」「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」「残された課題への的確な対応」を3つの柱として、取り組んでいるところです。

本取組の進捗状況については半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしており、今年度の具体的取組の年度実績を、別表のとおり取りまとめました。

なお、2月末時点で取りまとめているため、3月の実績は見込みとなっています。

1 主な具体的取組の状況

【協創・現場重視の推進】

○協創の推進に向けた職員の現場・実践体験の促進（別表 番号3）

職員が、企業・NPO・市町などのさまざまな主体においての実践体験を積むことで、現場感覚を高め、協創の推進につながるよう、各部局において現場インターンを実施しました。参加した職員からは、実際の現場を経験したことにより、効果的な施策の推進に向けた気づきや、業務姿勢を見直すきっかけにつながったなどの意見もあり、今後もより効果的な取組を進めます。

（平成 29 年度：5 部局で 10 か所へ派遣 ⇒ 平成 30 年度：7 部局で 25 か所へ派遣）

【機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営】

○機動的で柔軟かつ弾力的な働き方改革の推進（別表 番号4）

今年度のワーク・ライフ・マネジメントにおける推進項目の一つとして、「時差出勤勤務」について、具体的な実施内容や実施時期について労使で検討を行い、試行的に実施しました。（実施期間 平成 30 年 6 月 1 日～平成 30 年 9 月 28 日）

来年度は、これまでの試行の結果をふまえ、夏季の期間における本格実施に向けて取組を進めます。

○機動的な財政運営の確保（別表 番号5）

「三重県財政の健全化に向けた集中取組」の具体的な取組として、事務事業や県単独補助金の見直し等による歳出削減に取り組むとともに、県有施設の見直しに向けた検討や進捗管理を行いました。また、クラウドファンディングの活用や未利用財産の売却促進による歳入確保に取り組みました。

さらに、人事・給与制度について、国や他府県の状況をふまえ、旅費制度の見直しを行いました。（平成 31 年 1 月 1 日から実施）

これまでの取組により、公債費や総人件費の抑制などについて、一定の成果が現れてきたところであります、引き続き、集中取組に基づき、歳出構造の抜本的な見直しと、より一層の歳入確保に取り組みます。

【残された課題への的確な対応】

○「三重県職員人づくり基本方針」の見直し（別表 番号 6）

県民の信頼を損なうような不適切な事務処理事案や職員の不祥事が発生していることをふまえ、所属長等コンプライアンス研修を実施するとともに、当初の年次計画に加え、新たに「コンプライアンス推進会議」や外部有識者による「コンプライアンス懇話会」を設置しました。再発防止に向けた取組について、可能なものから直ちに着手するとともに、重点化を図りながら、計画的な実施により、全庁をあげてコンプライアンスの推進に取り組んでいきます。

○意欲の向上に向けた組織風土づくり（別表 番号 7）

職員提案制度について、提案を効果的な事業の検討につなげるため、今年度から、「テーマ別事業提案」において意見交換会を実施するなど、提案をブラッシュアップし、各所属で業務改善等に活用しています。

また、MIE職員力アワードについて、データベースの利便性の向上を図るための見直し等を実施するなど、優良事例の水平展開に向けた取組を進めました。応募取組数は増加したものの、応募所属割合は微増にとどまったことから、全庁でのさらなる浸透に向けて取組を進めます。

MIE職員力アワード応募取組数 平成29年度 216件 ⇒ 平成30年度 247件
応募所属割合 平成29年度 78.4% ⇒ 平成30年度 79.3%

2 進捗状況と今後の進行管理

平成29年度までに達成済みの8項目を含め、今年度の年次計画により進行している11の具体的取組すべてについて、ほぼ計画どおり進捗している状況ですが、コンプライアンス意識の向上など、これまでの取組が成果として十分に現れていないものもあることから、年度途中で新たな取組を加えるなど、より成果の向上につながるよう努めています。

今後も引き続き適切な進行管理に努め、年次計画及びロードマップ（工程表）に基づき、着実な推進を図ります。また、既に達成済みの取組においても、定期的に実績等を確認しながら、取組にかかる成果の維持・向上に努めます。

【別紙2：総務部関係抜粋】集中取組期間における事務事業の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」8頁に記載の「事務事業の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

・「(1)平成29年度の見直し」、「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度の見直し」は、それぞれの見直し年度の当初予算において見直したもの

・「(4)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行ったもの

○2020年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、2020年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

○平成31年度以降の見直しについては、平成30年度組織改正後の所管部局名称で記載しています。

(1) 平成29年度の見直し

該当なし

(2) 平成30年度の見直し

(単位:千円)

| No | 細事業名 ()内は細々事業名 | 見直しの内容(方向性) | 平成28年度 予算額 | 平成29年度 予算額 | 平成30年度 予算額 | 平成31年度 予算額 | 差額 (H30-H28) | 所管部局名 |
|----|--------------------|---|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-------|
| 3 | 行政改革推進事業費 | 本事業のうち、タイムマネジメント職場支援委託事業について、職場の課題解決に向けて一定のノウハウが得られたことから廃止する。 | 4,180 | 3,559 | 2,335 | | ▲ 1,845 | 総務部 |
| 4 | 高速複写機等管理費 | 文書令達事務費と高速複写機等管理費を統合することで、消耗品を一括して管理・発注するなどの見直しを行い効率的な執行を図る。 | 8,475 | 3,022 | 0 | | ▲ 8,475 | 総務部 |
| 5 | 税務広報事務費 | 賦課徴収にかかる費用を効率的・効果的に執行するため、納税キャンペーンの一環であるラジオ広告を終了し、事業の一部を廃止する。 | 3,062 | 2,776 | 1,785 | | ▲ 1,277 | 総務部 |

(3) 平成31年度の見直し

該当なし

(4) 平成29年度から平成31年度における見直し

(単位:千円)

| No | 細事業名 ()内は細々事業名 | 見直しの内容(方向性) | 平成28年度 予算額 | 平成29年度 予算額 | 平成30年度 予算額 | 平成31年度 予算額 | 差額 (H31-H28) | 所管部局名 |
|----|--------------------|---|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-------|
| 2 | 県庁舎等維持修繕費(職員公舎管理費) | これまで、老朽化等で入居者が少なくなった職員公舎を順次廃止し、地域内の職員公舎に集約するなどして、経費の削減を図ってきたことから、今後も引き続き、地域の不動産事情、入居状況、建物の老朽度、維持管理コスト等をふまえながら、職員公舎の集約化を進めていく。 | 138,278 | 134,892 | 127,951 | 135,484 | ▲ 2,794 | 総務部 |

(5) 2020年度以降の見直し

該当なし

【別紙4：総務部関係抜粋】集中取組期間における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○平成30年2月19日全員協議会以降の経過として、見直しの方向性を定めた施設については、見直しの実施に向けて、府内での検討や関係団体との調整を進め、今後見直しの方向性を定めるとした施設については、引き続き検討を重ねました。また、新たに見直しが必要な施設がないかどうかについても、あわせて検証を行いました。

| No | 施設名 | 見直しの方向性 | 平成30年2月19日全員協議会以降の調整経過、課題、今後の予定など | 所管部局名 |
|----|----------------------------|---|---|-------|
| 3 | 旧三重県鳥居会館 <直営> | 廃止(貸付又は用途変更) 当該施設は県立看護短期大学として昭和34年に建設されたものである。平成9年に用途廃止をした後は倉庫・書庫として活用していたが平成26年度限りで老朽化に伴い使用を禁止している。 建物の解体撤去に多額の費用がかかることなどから、民間活力を生かした利活用スキームも含めて、廃止(貸付又は用途変更)の方向で検討を進める。 | 【経過】 ・H30.4～5 部内で課題を整理し、利活用案を策定 ・H30.6～7 民間事業者から利活用案に対する意見を聴取 ・H30.7～ 民間事業者の意見をふまえ、部内で利活用案の再検討 【課題】 ・建物が残置しており更地化には多額の解体費が必要 ・立地等の諸条件から、商業用等の民間による活用が望めない ・利活用に当たっては、同一敷地内にある体育馆(リサイクルセンター)の取扱と併せた検討が必要 ・将来見込まれる県庁周辺の再整備の際に、代替用地として必要となる可能性がある ・公園混乱地のため、売却等の処分を行うに際しては、測量・分筆・登記等の整理が必要 【今後の予定】 ・県庁周辺の限られた県有地として、将来の活用を見据えて土地は保有したまま利活用を図ることとする。管理に要する費用を最小限に抑えながら、現状維持を含めて実現可能な利活用方法を検討する。 | 総務部 |
| 4 | 職員公舎 (浜島、尾鷲13号) <直営> | 廃止(売却) 浜島は昭和59年、尾鷲13号は平成7年に職員公舎として建設された。 施設の老朽化や今後の利用見込みをふまえると、地域内の公舎へ集約化を図ることが合理的であることから、集約化により廃止(売却)の方向で検討を進める。 | <浜島住宅> 【経過】 ・H30.3.31 入居者の転居完了 ・H30.5 用途廃止手続き ・H30.7～9 敷地の所管換え手続き(農林水産部→総務部) ・H30.9 志摩市へ取得要望照会(結果:希望なし) 【課題】 ・敷地の接道条件が悪く利活用に制約があることや立地条件から、民間ニーズは低いと見込まれる ・建物(2棟)が残置しているため更地化には解体費が必要 【今後の予定】 ・建物(2棟)の解体を進めるとともに、接道条件を検討し、売却に向けた取組を進める。売却が難しいようであれば、隣接の県有地との一体利用について検討する。 | 総務部 |
| | | | <尾鷲13号> 【経過】 ・H30.3.31 入居者の転居完了 ・H30.5 用途廃止手続き ・H30.6～尾鷲市と県有地内私道の取扱いに関する協議 【課題】 ・県有地内私道が存在しており、処分にあたっては整理が必要 【今後の予定】 ・(継続)尾鷲市と県有地内私道の取扱いに関する協議 ・県有地内私道の取扱いの整理後、現況有姿(建物付き)での売却に向けた取組(立会・測量・分筆等)を進める | |

2 コンプライアンスの取組について

コンプライアンスの徹底について、継続して取り組んできたにも関わらず、県民の信頼を損なうような不適切な事務処理や職員の不祥事が連続して発生しています。

県民の皆さんからの信頼回復に向けて、コンプライアンス推進会議で、原因等の分析や再発防止策の検討を進め、外部の有識者によるコンプライアンス懇話会からの意見や提案もいただいたところです。

これらをふまえて「不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けて（素案）」をまとめました。今後、年度内に成案とし、再発防止策を着実に実施していくとともに、継続して取組の検証や評価を行い、より実効性があがるよう、取組を進めていきます。

1 これまでの経緯について

(1) コンプライアンス推進会議での検討

不適切な事務処理事案等が繰り返し発生する原因を分析し、再発防止に向けて取組の改善案を検討することを目的に、総務部副部長(行政運営担当)を座長に、知事部局等総務担当課長、危機管理課長、人事課長、教職員課長で構成し、必要に応じて、地域機関及び各種委員会事務局等からも参画するコンプライアンス推進会議を10月に設置し、12月には会議での検討状況を政策会議に報告し、協議したところです。

(2) コンプライアンス懇話会委員からの意見

法制度やリスクマネジメントの専門家、民間企業でのコンプライアンス担当者など、5名の有識者の方々による「三重県コンプライアンス懇話会」を12月に設置、これまでに2回の会議を開催し、コンプライアンス推進会議での検討状況報告に対しての意見、提案をいただきました。

(3) 「不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けて（素案）」

これまでの政策会議での議論やコンプライアンス懇話会委員からの意見等をふまえて、別添のとおり、素案をまとめました。

素案では、これまでの取組の検証による課題及び実際の事例等による原因分析に基づく課題を整理したうえで、三重県コンプライアンス懇話会委員からの意見もふまえて、次のような再発防止策をまとめています。

【再発防止策】

- ◆外部視点の導入
- ◆全庁的な推進体制の強化
- ◆職員一人ひとりの意識の向上
 - コンプライアンスを「自分事」とできる仕組の構築
 - 正確性を重視することの徹底
 - 職員倫理の徹底
- ◆職員の事務処理能力の向上
 - 業務に関する専門知識の向上
 - マネジメントに関する能力の向上
- ◆的確な業務の進め方の徹底
 - 業務の標準化、見える化の徹底
 - 具体的なチェック手法の共有
- ◆組織の仕組みや体制の見直し
 - 適切な業務分担の徹底
 - 組織で支え合う体制づくり
 - 非違行為等に関する処分の厳格化

2 今後の予定

(1) 再発防止策の取りまとめ

さらに具体策の検討を進め、3月中に再発防止策を取りまとめます。

(2) 当面の進行管理

再発防止の具体策については、コンプライアンス推進会議を中心に進捗管理等を行ったうえで、コンプライアンス懇話会からの意見・評価等を求め、政策会議で検証しながら、継続的に取組のブラッシュアップを図ります。

また、取組状況については、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて県民の皆さんに公表します。

(3) 取組のさらなる進化に向けて

今後は、取組状況の検証をしながらブラッシュアップしていくことと併せ、抜本的な仕事の見直しや組織風土改革などの中長期的に進めていく取組を検討・実施し、積極的に取組を進化させていくことで、県民の皆さんからの信頼回復に取り組んでいきます。

3 審議会等の審議状況について

(平成30年11月21日～平成31年2月13日)

(1) 三重県公益認定等審議会

| | |
|-------------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公益認定等審議会 |
| 2 開 催 年 月 日 | 平成30年12月10日 |
| 3 委 員 | 会長 澤田 博 委員 奥島 要人 ほか2名 |
| 4 諒 問 事 項 | 変更認定申請に係る諒問 (答申1件) ・(公財) 国史跡斎宮跡保存協会 |
| 5 調査審議結果 | 変更認定申請があった法人は、認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定しました。 |
| 6 備 考 | |

注) (公財)：公益財団法人

(2) 三重県行政不服審査会

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県行政不服審査会 |
| 2 開催年月日 | 平成30年12月14日、12月18日、平成31年1月22日 |
| 3 委 員 | 会長 中西 正洋 委員 岩崎 恭彦 委員 坂口 知子 ほか3名 |
| 4 諒問事項 | 以下の各処分に係る審査請求事件について ・仮換地指定処分 1件 ・生活保護申請却下決定処分 1件 ・身体障害者手帳交付決定処分 1件 |
| 5 調査審議結果 | 審査請求3事件について調査審議を行い、2件の答申を決定しました。 |
| 6 備 考 | |

(3) 三重県公務災害補償等認定委員会

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公務災害補償等認定委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成30年12月13日 |
| 3 委 員 | 委員長 伊藤 正朗 委 員 中村 真潮 他3名 |
| 4 諒問事項 | 非常勤の職員の公務災害等の認定について |
| 5 調査審議結果 | 諒問（2件）を受け、地方公務員災害補償法の基準により審議を行い、答申を決定しました。 また、平成29年12月から平成30年11月までの軽易なる事案（23件）の処理状況について、報告を了承しました。 |
| 6 備 考 | |